

# 「国」と「國」とについての臆説

山田俊雄

今はすでに昨年のことになったが、九月十日、朝日新聞夕刊の学芸欄に寄稿された荻野三七彦教授の「中国の新字体と日本の古文書」と題する一文は、私にとっては、幾つかの点で、非常に興味が深かった。

既に、この文章を読んで、私よりももっと専門的な立場で論じうる方々の多いであろうことを想像するものがあるが、今、専門家の清鑑を俟つといふつもりではなく、筆のまま、想の到るままに感想を綴ってみることにする。或は瞥見の機にすら恵まれなかった方もあるであらうから、荻野氏の論説を全文左に引用して、一読を願はねばならぬ。

## 中国の古文書と日本の古文書 荻野三七彦

ある日私は中国のことに明るいS氏と雑談をしていた。話は中華人民共和国が漢字を新字体に変える話になったが、その中に「國」の字を「国」に変えたことについて

説明があった。

「國」の俗字は「国」であるが、これは「王」が国土を支配することを意味するので、中国のお国柄としてはまことに具合がよくない。そこで何とか妙案はないか隣国日本の方に知恵を借りることとしたら、日本には「国」という字が使用されていることを知って、これなら「王」よりは上等だと考えて、現在では「國」の字を使っているとS氏は話したので、私は早速にSさんそれは残念なことをしましたね、といったのでSさんは意外だという表情を顔にあらわした。

そこで私は鎌倉時代の日本の古文書には「國」の字を「國」と書いているから、人民が国を支配するといふ意味に最も適合していると話したのでS氏は大変驚嘆し、また喜んだ。

多分中国通のSさんのことであるから、遠からず中国の方にもこのことを伝えるであらうが、日本の古文

書も意外のところ現代に生き海外からの注目を受けるものがあるう。  
(早大教授・日本史)

新聞の夕刊の学芸欄のことであるから、約三百二十字ほどのこの短章では、十分の委曲をつくして書き上げられていないかも知れないので、筆者である荻野氏に対しては、全く無用の、且無礼の言になることを甚だ懼れるのであるが、次に、この短篇に即して、若干の考察を行ひたい。

私は、ここ十数年来、日本文学史という主題を仮設して、その主題について考へられる副主題の幾つかを探索し、研討して来たが、各時代の、字体・字形の規範の問題は、かなり早くから組上に上せて来たところであった。この荻野氏のとりあげた「**国**」という字も実は、昭和三十一年四月の「成城文芸」第七号の「真字熱田本平家物語の文字史的研究の序」という論文の末尾で、その存在する事実の報告だけはして置いたのである。

(むろん、このことは大した意味はない。古文書学に不案内である私が、もしその時に随想を加へても荻野氏

ほどの面白さを示すことはできなかったであらう) 今、古証文を引用するのは、愚なことであるが、かう書いた。

字体の問題にしても、その規範を測定することが困難なことが多い。この熱田本平家の内部においては(恐らく他本でもさうであらうが)一字は一字体ではない。一字が数体でかかれることが稀ではない。「**国**」の字について云つて見て、一斑を知り、且全豹を推すよすがとしよう。この「**国**」の字体の基本を仮に、「**国**」の字形にあるとすると、そのヴァリエーションは次のようにあらはれる。

a **国**  
b **国** c **国** d **国**  
f **国** g **国** h **国**  
i **国** j **国** k **国**

熱田本全体を通じて、これらが平均してあらはれるわけではなくして、たとへば、aは巻第五・第六には姿を見せないという傾向が看取出来る。しかし、同じ丁の同じ面にaとcが共存することもあり、同じ巻とい

ふやうな幅をとると、もつと融通無碍になる。右のヴアリエーションは、観智院本類聚名義抄の「国」の字の字体のそれよりは少ないのであるが、大体それに包含されてしまう。大塔物語の「国」の字のそれと種類は一致する。けれども前田家本三宝絵の単純さとは大いに異なる。一つの字の字体についても、実はこのやうな観察から始めて行かなければならなかったのであつて字体の觀察の意識を捉へるとなると（机上で空に）考へてゐる中が花だといつても誤りではないであらう。

さて、これでわかるように「國」の字の字形のヴェリアントは、実は、二つ三つにとどまらない。煩はしい事に属するが、右にふれた平安時代に成つた類聚名義抄を引用してみる。

國正今古或又國或國二谷國式辨合  
國或國或國或 (法下八四—2—3)

右のようになつて（これは平安末期における一つの集大成であつて、室町期については、先の熱田本平家を以て代表させてもよい）ともかくも、その変容の、二三にと

どまらぬことは、もはや明瞭すぎるのである。

元来、この「國」といふ字は、説文解字風に分析すると、「國邦也。从口。从或」で、□は、「回也。象回市之形。」で、段注ではまた「回。轉也。按圍繞週圍字當用此。圍行而口癩矣」

また「市。周也。羽非切。」とする。

そこで「或」の方を見ると、

或邦也。从口。「羽非切」戈以守其一。「逗」地也。

域 或或从土。

とあつて、或 ↓ 域 の關係で土や口は、あとから

國

の増画であると解せられる。尤も、この種の問題は、説文解字必ずしも永遠の独參湯ではなく、藤堂明保氏によると、許慎の解字は部分では誤つてゐるらしい。

藤堂明保氏の「漢字の語源的研究」によると、

國

\* kuək → kuək (見德合 1)

「邦なり。口かこい十或声」或や城と同系のコトバ。〈論語・先進〉「國を為おさむるに礼を以つてす」はその用例。大国・小國のよ

うな国 states の觀念は、おもに春秋時代以後に生じたようである。

ちなみに「或」について同氏は

或  $h\ddot{u}ək$  (連徳合一) 「邦くになり。□印に従い、戈  $h\ddot{u}ək$  もて一を守るに従う。会意。一とは地なり」  
\* 域は或の別体の字で、意味は等しい。「説文」

の「一を守る」というのは誤りで、亘印は、領域を界線で囲う意を表わし、それに戈ほこを加えた会意文字。〈孟子・公下〉「民を域するに邦彊の界をもつてせず」とは区画をつけて囲う意。〈論語・為政〉「或ひと孔子に謂いて曰わく……」のように、或と有を同じに用いるようになったため、域の字によって、或の原義を書き表わすようになった。  
(原文は横書き。今、便宜、縦書きになほした)

また、同氏は別に

「或」

甲骨文字は、領域を示す□印と、それを守る戈ほことから成る。金文では、□印の上下を線

で囲い、領土の境めを強調した。のちに土を加えて域の字となり、囲いを表わす□印を加えて國となった。

或の字は、有に当てて「ある」という意味に転用せられ、その原義は域や國で表わされるようになった。或  $h\ddot{u}ək$   $h\ddot{u}ək$  (呉音ワク)

域  $h\ddot{u}ək$   $h\ddot{u}ək$  (呉音キキ) \* 國  $kuək$   $kuək$  (呉音・清音コク) \* 上古の職部(之部入声)の合口の字。

即ち、許慎は亘の形を誤解したといふのである。

さて、この「國」の字は字の構成から見ると、右に引いて解析したようにその変容の生じうるところは、「或」から「國」に展開した後でも、要するに外部の□ではなくして、内部の「或」にのみであることが、ほぼ明らかである。今、ここに一つの仮説をもって、即ち「或」を根源的唯一形であるとする考へによってみることにする。

つまり説文解字によって「或」を根源的であり、かつ時

代をこえてもっとも通常の基準の形と仮に定めてみると  
名義抄の示す諸形は

a 或 或 或  
b 氏 氏  
c 芳  
d 王 (考)

のように形の類同によって、群化してみることができ  
名義抄（観智院本）の字形は、多くの場合、楷書で書か  
れ、点画は殆んどすべてが、行や章草などから遠く明確  
に直線の様式を保っている。したがって、諸異形間の対  
峙を認めるには便宜があるが、反面その流動の動態や、  
変容の過程を辿るには、必ずしも有効ではない。右の a  
乃至 d の群化は、主観的に定めてみたものに過ぎないが  
極端に不合理ではないものといふ了解は成立するであら  
う。

c の「方」を有するものは、「水戸光圀」や「井上頼圀」  
などの人名によって一般には知られてゐるものの、そ  
の用法を人名によって知り、他に一般の用法を知らない  
といふ事實は、延いて「圀」は、いはば、古書や類書

（二中歴や拾芥抄、あるいは 往来物の一部など）に謂  
のところの「名字」「人名」或は「名乗字」であると規  
定してもよい程、限定のある文字である。（二中歴の名  
字歴にクニの訓で掲げるものは、「國・郡・州・群・訓」  
追加して「掌中所載」を注した後の部では「國・邦・訓  
・州・郡」であつて「圀」は見えない。拾芥抄には「國  
・邦・一・第・乙・順・郡・訓」三卷本色葉字類抄には  
「國クニ邦州」（十卷本も同じ）とあり、「圀」をクニ  
と訓ずる例は見当らない。なほ「國」字がクニといふ訓  
ばかりでなく、トキ・チカの訓をもつ名字でもあること  
がわかる）勿論「圀」は、古くは名字としての登録を見  
てゐない字でむしろ近代に至つて名字と考へられるに到  
つたものとすべきであるが、一方、この文字は唐の則天  
武后の新字の一つといはれてゐる。

新撰字鏡天治本の中では

古或及城也大國 上字  
曰邦小國曰國 訛作 圀 上字  
末詳

といつて「未詳」に扱ふが、龍龕手鑑には

國 國 國 國 國 五 國 也 或 作 古 或 反 邦 國 也 正 作 國 字 六

と記して俗の一形としてゐる。則天文字といはれる証は、王勃詩序・文館詞林・華嚴経音義私記や、大周則天武后の時代の金石文などに他の則天文字と共に見えるところに見出される。今、この「國」については、さして深く立入らないことにする。

筆者は、先に述べた熱田本平家物語の用字の調査の間、「國」と「國」「国」との鼎立の状況（熱田本平家には「國」が見えないから当然これを除いて）を相互に關連あるものと解することができるかどうかを問題として直感しながらも、必ずしも端緒からほぐれてくる所がなかった。

ところが、その後、漢字の字形の動態について多少の調査を加へてみて、次第に、いはゆる異体字（筆者のいふところの異形と異体とを一括した範疇の文字）の相互の間に、筆写体としての流動、変容の運動の相を分析することができる場合のあること（これは特に新しいことではなく一般には容易に考へられることであるが、個別的な文字の一つ一つについての実証が可能かどうかは、また別の課題である。これが筆者の具体的実証の主眼で

ある）に思ひ到った。

多少の調査を試みたのみで筆を執るのは、をこがまし  
いが、将門記の二古鈔本を觀てる間に、この「國」字  
についてみると、真福寺本では全一六一六例のうち一一五  
例までが、「国」の字形で、他の一例（第一五三行目）  
のみが「國」である。なに故にこの一例のみが孤立する  
か理由を考へ難いが、二形の対立があつて、その交替に  
に格別の秩序のないことだけは推定できさうである。

他方、楊氏旧藏本将門記を見ると、全八五例のうちに

國 國 國 國 國 ..... 五八例 ..... A  
国 国 国 ..... 二七例 ..... B

の二群化が可能になる。この場合、それぞれにA・Bの  
記号を与へてその字形の使用順（テキストの出現の順）  
を見ると、

B A  
A A A A A A B A A A A A A A B B A A B  
A A A B B B A A A A B A B A A A A A  
A A A B B A A A B B A A B A A A A B  
B A B B B B B B B B B B B B B B B

はじめからB・Aの二形の分化が存してゐるので、これをB・Aを一組として、そのくりかへしの形式と考へてみると、

$BA^{15}/BA^8/BA^6/B^2A^2/BA^3/B^3A^3/BA/$

$BA^6/BA^3/BA^4/B^2A^2/BA/BA^2/B^3A/B^6A^0$

といふ風に図式化される。

要するにBAは交替して出現する方式であるが、始めはAが圧倒的に優勢で、Aが主調をなしているが、終りではAは全く消えて行くかに見えるほど、その勢力関係は逆転してゐる。(これは書記者の態度をよくあらはすものかどうか、このような例を他にも求めて追求すべきものでそれについては稿を改めたい)

真福寺本と楊氏旧藏本との書記作品としての差のすべてを、この「國」字によつて代表させるわけではないが、象徴的であると思はれる。

真福寺本は、書き方の整齊度が高く、一見して、楊氏本よりは、一字種の字形分散度も低く、総字種における平均的分散度も低いことが直観できるが「國」の字については、「國」によるほぼ一貫した書き方がある中に、

「國」が孤例となつてゐる。楊氏本の方がむしろ一貫性がないといへるが、A・Bの交替、ことにBの字形への漸次的移行が明らかで、書記者の態度が、始めから次第に簡単な字形をえらぶ方向に向つてゐて、ABいづれかを随時えらぶといふ自由さがあつたかに見られるに拘らず繁から簡へといふ傾向を、この一字種については示してゐる。

このやうな傾向が、楊氏本における他の字種にも一般的に見えるかといふと、それは必ずしも肯定しえぬところである。

楊氏本の「又」字の例を見ると、全九例で

又 …… 四例 …… A  
又 …… 五例 …… B

A A A A B B B B B A<sup>4</sup>B<sup>5</sup>

また「有」字では、全四一例で

有 …… 三七例 …… A  
有 …… 四例 …… B

A<sup>25</sup> B/A<sup>2</sup>B/A<sup>7</sup>B<sup>2</sup>/A<sup>3</sup>B<sup>0</sup>

「隠」字では、全十例

隠……………二例 ……A

不隠……………五例 ……B

不明……………一例 ……C

ABABBBCB AB/AB<sup>3</sup>/CB

「於」字では、一二七例

於……………一〇一例 A

於……………二例 C

於……………一三例 B

お……………七例

A<sup>21</sup>B/A<sup>17</sup>BC/A<sup>13</sup>B/ABC<sup>4</sup>/AC/A<sup>17</sup>C

/A<sup>2</sup>C/A<sup>2</sup>C<sup>2</sup>/A<sup>2</sup>C<sup>2</sup>/A<sup>2</sup>C /A<sup>5</sup>B<sup>2</sup>/A<sup>3</sup>B/A<sup>20</sup>

これらによつてみると、(一)基本になる字形一つまり全作品にわたつて、某一字について支配的な字形が卓立する場合(有における「有」、於における「於」)、(二)二形の交替する場合(國における「国」系と「国」系、また「又」における「又」と「又」)(三)一形のみで終始する場合、(四)全く分化して出現度に依つてその度に変容を示す場合等四つほどに大きく分れることが判明した。

(二)の二形交替の中には

- a 漸次的交替 —— 「国」と「国」
- b 劃線的交替 —— 「又」と「又」
- c 交互出現

など、いくらか型が分化する。

字形実現の右のやうな情況を調査した結果を展望しながら、ここに字形研究上注意すべきいくつかの条項をまとめることができる。

漸次的交替にせよ劃線的交替にせよ、書記者が、二形ないしは三形を書き分ける時は、二形を字体として分化せしめ弁別して、字形実現も二形になつてゐる場合と、字体としては一形でありながら、字形実現の生理的物理的段階で、ヴェリアントを生み出してゐる場合と、両者が、あらうと考へられることがその第一点である。

「国」と「國」との間をむすぶ、字形上の自然的変容は、このテキスト上では勿論跡づけることができな。これは、一体の字形変容ではなくして、二体二形である。

「国」と「國」との間、もしくは「国」と「國」との間には、字形実現上の流動による漸層の変容の事実および







となるのである。

ここでは、連筆法がA・Bことなるところから出発してゐることを指摘すれば足りるものである。即ちAは武の「一」が第一画で、つづいて多となり、襴がおくられてあらはれるか、もしくはなくなつてしまふ。Bは第一画「一」につづいては、~~糸~~となつて、~~也~~が先で、~~水~~の形に向ふ。

私には「武」と「む」との結びつきを一つの暗示として、古文の時代において「國」と「国」とは草体においてつながりをたしかにもつてゐたらしく考へられる。

そこで、また先に措いて置いた「國」の如きも「國」の如きから導き出される可能性をみとめることができることになる。

右の行論は、かなり大きな推測を敢て冒してゐるが、さやうに統一的に説明せられるにしても、すでにその過程を逆つて論じなければならぬものとすれば、その字形分化の結果は、筆者のいふ字形の変容といふ段階をすでに越えて、字体の分化を示してゐるといふべきであらう。真福寺本将門記においても、楊氏本将門記においても「國」「国」の対峙は、二つの字体であつて、二体が互に異体関係をなしてゐるものといふべきである。「国」とが存するのは「王」「玉」との対峙と同じく見

るべきであるが、そこに異体関係が存したかどうかは、また別個の課題たるべきものと思はれる。それは規範意識を探るといふ至難の課題に属する。

## 二一

さて「龍龕手鑑」は山田孝雄の説明によると、「遼（契丹太祖耶律阿保機）の僧行均の選せし字書にして、本、龍龕手鏡といひしを、宋に之を傳へし後、その國祖の諱を避けてこの名に改めしをそのままに依はりしなり。」行均の傳は詳かでないが遼の統和十五年丁酉といふのが、序の年紀で、それによると、宋の太宗の至道三年、日本では一条天皇の長徳三年にあつて居り、BC九九七になる。今から九百六十二年。これは、勿論、平安時代中期である。龍龕手鑑の内容が、日本からの影響のもとにあつたとはいふことができぬであらう。即ち、龍龕手鑑の中にすでに「國」が見えてゐて、（統古逸叢書本の宋刊本では「國」だが、京城大学でかつて覆刊した朝鮮古版本（手鏡といふ本）では「國」とあつて「良」の方が古色を存するものと解せられ、したがつて、名義抄に「國」とあるのもより古い字形と解してよい。國もしくは、

國を日本の古文書に見られるものといつても日本独自のものではないことは、もはや多言を要しないものと思はれる。

そこで、右の論をすべて要約してみると、

荻野氏の説において言及していない点、これはかの一短篇における論旨上さして大問題ではないかも知れないが、

(一)本邦独自の字形として「國」が考案されたといふことは直ちにはいへないであらう。

(二)「国」と「國」とを今日は別字として扱ふことはよいが、それはかつては動態としては連続の相のものにあつたもので嚴格には別字ではないとみてもよい。しかしそれは「國」と対させる時には、同類にくるべきであつて、場合による。

(三)「國」が鎌倉時代の古文書のみを用字ではない。

(四)「王」や「玉」や「民」を抽出して互に断絶したものと考へるのは活字体における硬直化においてのことであつて筆写体―ことに毛筆の世界では連続である。

(五)「国」を解して 王の統治するところの意とし、

國を解して人民の支配するところの意と解するのは、

字源の新解釈であつて、いはゞ字原俗解だといふこともいへるであらう。

なほ、「國」を採用すべき途が存してゐたにもかかはらず、中華人民共和国や中華民国での「国」「國」の採用の由来についての問題が残る。

劉復らの「宋之以来俗字譜」に「國」が見えないことを挙げると、その間の事情はほぼ察せられるが、その「宋元以来俗字譜」が乗超えられるべき運命にあることも自然の帰結である。これについては、著者の別の論を参看せられたい。

また、本邦においての「國」の字形のヴェアリアントの実況をも示すべき順序になつてくるが、他日にゆづり、ここに一往筆を擱く。